

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

1. 法的位置づけについて

「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、一体的に策定するものとなります。

「介護保険事業計画」は3年を1期として計画内容を見直す必要があり、本年度、新たに令和3年度から令和5年度を計画期間とする第8期計画の策定を行います。

2. 計画見直しにおける基本的な考え方について

(1) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備

いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025(令和7)年、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、第8期計画で具体的な取組内容や目標を計画に位置付けることが必要となっています。

なお、サービスの基盤整備を検討する際には介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性を図る必要があります。

(2) 地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。この理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要となります。

(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められます。

(4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められているところです。

こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めることが必要です。

(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。

このため、第8期計画に介護人材の確保について取組方針等を記載し、計画的に進めるとともに、県と市が連携しながら進める必要があります。

3. スケジュールについて

厚労省より令和2年2月に示された策定スケジュールは以下の通りです。本市ではこれに基づき、下記のスケジュールで第8期計画を策定していきます。

■国スケジュール

年月	市区町村	都道府県	国
令和1年12月			介護保険制度の見直しに関する意見 (社会保障審議会介護保険部会)
令和2年1月	計画作成のための調査分析・準備	(随時) 都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催(病床の機能の分化及び連携に伴い生じる介護ニーズ対応)	
2月	調査結果、サービス給付実績等を分析・考察		
3月	計画に盛り込む内容を検討	連絡会議等で市町村へ情報提供	課長会議(第8期計画に関する基本的考え方を提示)
4月		介護療養病床・医療療養病床の転換意向調査を実施	推計ツール暫定版の説明会
5月		結果を市町村に提供	
6月		連絡会議等で市町村へ情報提供	課長会議(基本指針案の提示)
7月		有料老人ホーム等の定員と供与されている介護等の内容等を情報提供	
8月	サービス見込量等の設定作業開始		推計ツール確定版リリース
9月	サービス見込量の設定作業		
10月	サービス見込量、保険料の仮設定	サービス見込量の仮設定	
11月	都道府県との調整	国との調整	都道府県との調整
12月	見える化システムで見込量と保険料を報告(～3月)	市町村の広域調整	
令和3年1月			報酬改定率等の係数を設定
2月	介護保険事業計画を議会に報告	介護保険事業支援計画を議会に報告	介護報酬改定
3月	介護保険条例の改正		
4月	第8期介護保険事業計画スタート		

■本市スケジュール

年月	策定スケジュール		策定委員会予定
令和2年7月			○
8月	骨子案作成	事業量・保険料推計①	
9月	計画素案作成	↓	○
10月	↓	事業量・保険料推計②	
11月		↓	○
12月		事業量・保険料推計③	○
令和3年1月	パブリックコメント	↓	
2月	↓	事業量・保険料確定	○
3月	計画成案		